

# 児童扶養手当システム標準化自治体分科会

## (第2回) 議事要旨

日時：令和4年12月13日(火) 15:00~16:45

場所：WEB開催・デロイトトーマツコンサルティング会議室

構成員・オブザーバー(敬称略)： (○)はオンライン参加

### (構成員)

生田 正幸	関西学院大学大学院人間福祉研究科 講師(非常勤) (○)
市川 克年	板橋区子ども家庭部子育て支援課子どもの手当医療係 係長 (○)
花川 毅	大阪府福祉部子ども家庭局家庭支援課貸付・手当グループ 総括主査 (○)
石田 彩乃	北九州市子ども家庭局子育て支援課子ども支援係 (○) ※代理出席
前川 美鈴	佐世保市子ども未来部子ども支援課 主査 (○)
富樫 由美子	鶴岡市健康福祉部子育て推進課 子育て推進専門員 ※ご欠席

### (オブザーバー)

羽田 翔	総務省自治行政局デジタル基盤推進室 理事官 (○)
伊藤 豪一	デジタル庁プロダクトマネージャー (○)
前田 みゆき	デジタル庁プロダクトマネージャー (○)
荻本 陵史	デジタル庁地方業務標準化エキスパート (○)
與那嶺 紗綾	デジタル庁地方業務標準化エキスパート (○)
丸尾 豊	デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐 (○)
水村 将樹	デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐 (○)
芳賀 奈津美	デジタル庁統括官付参事官付 (○)
島添 悟亨	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐 (○)
巢瀬 博臣	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐 (○)

### (厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課)

村野 拓也	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 母子家庭等自立支援室 係長 (○)
-------	------------------------------------

### 【議事次第】

1. 開会
2. 議事

- ① 第一回自治体分科会及びベンダー分科会の振り返り

- ② 改版に向けた個別協議事項
- ③ 改版に向けた標準仕様書への反映事項
- ④ 意見照会の進め方
- ⑤ 今後のスケジュール

### 3. 閉会

#### 【意見交換（概要）】

（①第一回自治体分科会及びベンダー分科会の振り返り）

- 第一回自治体分科会及びベンダー分科会では、改版に向けた論点のうち、標準仕様書に共通する事項及びツリー図／標準業務フローに係る論点について個別協議事項として討議を実施した。各個別協議事項に対する事務局案及び討議結果の概要は以下のとおりである。

→ （個別協議事項 1）意見照会にていただいた要望の取り込み基準の考え方

◇ （事務局案①）既存の仕様書に類似要件がある要望は取り込み対象とする

- 認定請求日に応じて「児童扶養手当所得状況届」の出力を制御する機能（標準オプション）
- 証書番号の自動付番機能（標準オプション）

◇ （自治体分科会討議結果①）事務局案どおり、オプションとして実装

◇ （ベンダー分科会討議結果①）事務局案どおり、オプションとして実装

◇ （事務局案②）既存の仕様書に類似要件がない要望は取り込み対象外とする

- 非課税公的年金等所得と給与所得がある場合の租税特別措置法による所得金額調整控除等を自動で計算する機能（所得情報として、「非課税公的年金等所得」を追加）

◇ （自治体分科会討議結果）システム化のハードル等を踏まえ判断

◇ （ベンダー分科会討議結果）当機能のシステム化は困難なため、児童扶養手当システム外で計算した金額情報を取り込むことを基本とするが、児童扶養手当制度上の控除（給与所得又は公的年金等所得がある場合の控除）については、自動計算機能の追加を検討

→ （個別協議事項 2）標準化対象業務（スコープ）の範囲の考え方

◇ （事務局案①）申請相談時（新規認定請求前）における相談及び情報提供業務は法令通知等で定義された業務ではなく、児童扶養手当業務の対象外と考えられるため、相談及び情報提供に係る機能は追加しない

◇ （自治体分科会討議結果①）事務局案どおり、当機能は追加しない

◇ （ベンダー分科会討議結果①）事務局案どおり、当機能は追加しない

◇ （事務局案②）児童扶養手当業務の対象外のため、給付金支給に係る機能は追加しない

※給付を行うにあたり必要となる児童扶養手当受給者データの抽出については、既に定義済の EUC 機能を利用することを想定

- ◇ （自治体分科会討議結果②）当機能の追加を希望する意見もあり、システム的な実現可能性も考慮しながら、引き続き検討を継続する
- ◇ （ベンダー分科会討議結果②）当機能の追加は、児童扶養手当業務の対象外であることと給付金ごとに支給要件等が異なるため仕様定義が困難であることの2つの理由から適切ではない

→ （個別協議事項3）手続きオンライン化の範囲の考え方

- ◇ （事務局案）行政手続の原則オンライン化方針を踏まえて、将来的には全てオンライン化を進めていく必要があるが、改版に向けては、「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続（重点計画記載手続）」である「現況届の事前送信」の手続オンライン化に係る業務及び機能を標準化する
- ◇ （自治体分科会討議結果）事務局案どおり「現況届の事前送信」に係る業務及び機能を実装必須として追加する。今後オンライン化を進めるにあたっては、重要な対面業務（世帯状況ヒアリング等）に十分に配慮し、業務フロー及び機能要件を作成する必要がある
- ◇ （ベンダー分科会討議結果）事務局案どおり「現況届の事前送信」に係る業務及び機能を実装必須として追加する。今後、事前送信を受け付けることによどのような用途（例：変更点を受給資格者台帳に更新できる）があり、どのように事務が変わるのか検討し、明確にすることが望ましい

→ （個別協議事項4）法令で未定義のため、実運用との差異がある業務の取り扱い

- ◇ （事務局案）統計・報告に係る業務（福祉行政報告例）は所管が異なるため、集計や報告方法等制度の根幹にかかわる部分に対する要望については、対応しない。そのうえで、システムへの実装方法という視点から、「地方自治体において利用されているシステムの集計仕様を踏まえつつ、福祉行政報告例の記入要領に沿った集計機能を実装する必要があるか」を事業者を確認した上で、当該内容に従い、標準仕様書にて表現すべき粒度感で要件を追記する
- ◇ （自治体分科会討議結果）討議対象外
- ◇ （ベンダー分科会討議結果）統計・報告における集計仕様は標準仕様書においては定義しない。（各統計・報告の記入要領にて定義された仕様をシステムに反映することが望ましい

○ 質疑応答・意見

→ （質問・意見なし）

（②改版に向けた個別協議事項）

- 第二回自治体分科会及びベンダー分科会では、改版に向けた論点のうち、機能要件及び帳票詳細要件／帳票レイアウトに係る論点について個別協議事項として討議を実施する。

○ （個別協議事項1）オンライン連携への対応（自治体間）（機能要件に共通する事項）

→ （取組事項）意見照会において、以下のご要望をいただいた。

- ◇ 「児童扶養手当受給資格者台帳」「児童扶養手当受給資格者名簿」の出力機能に関して、システムにおい

て申請情報や資格情報が管理されていれば、必ずしも帳票として台帳は必要なく、「受給資格者台帳の写しを転入元・先の自治体間で（紙文書によって）やり取りする」という方法自体がデジタルファーストの原則に反していると考えられる。

◇ 今後の標準化を進めるにあたり、紙媒体でのやり取りではなく、例えばクラウドを介して自治体間で情報共有できるようにするなど、国の「児童扶養手当事務取扱準則」の規定そのものの見直しを希望する。

→ （論点）取組事項を踏まえ、自治体間のオンライン連携への対応について、次の論点を設定した。

◇ 自治体間のオンライン連携については、デジタル庁の検討状況を踏まえ、継続的に検討をすることとしてはどうか。

→ （標準仕様書（1.0版）の現状）論点に沿った標準仕様書（1.0版）の現状を整理した。

◇ 児童扶養手当システム標準仕様書（1.0版）において、自治体間のオンライン連携に係る機能は定義していない。

◇ また、他領域においても自治体間のオンライン連携に係る機能は定義されていない。

◇ 公共サービスメッシュ等の自治体間でオンライン連携するための環境整備については、現在「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」において議論がなされているところであり、標準仕様書における具体的な対応方針は示されていない。

→ （改版に向けた対応案）標準仕様書（1.0版）の現状に対し、論点に従って、具体的な対応案を整理した。

◇ 今回の標準仕様書（改版）では、必要な環境が十分に整っていないことから、自治体間のオンライン連携対応は見送る。

- デジタル庁が主導する「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」での議論を注視し、標準仕様書における具体的な対応方針が示されたのち、業務及び機能の見直しといった必要な対応を行う。

○ （個別協議事項 2）オンライン連携への対応（都道府県・町村間）（機能要件に共通する事項）

→ （取組事項）意見照会において、以下のご要望をいただいた。

◇ 都道府県の場合は、ワンストップサービスとの連携は対象外と記載されているが、福祉事務所の設置がない町村がシステムを導入し、ワンストップサービスを活用して受け付けた情報を都道府県システムと連携できるような方式は検討できないか。

→ （論点）取組事項を踏まえ、都道府県・町村間のオンライン連携への対応について、次の論点を設定した。

◇ 都道府県・町村間のオンライン連携については、デジタル庁の方針と検討状況を踏まえ、継続的に検討をすることとしてはどうか。

→ （標準仕様書（1.0版）の現状）論点に沿った標準仕様書（1.0版）の現状を整理した。

◇ 児童扶養手当領域

- 都道府県・町村間のオンライン連携に係る機能は、未定義。
- 中核市を想定した仕様であるため、都道府県特有の業務（都道府県と町村間の役割分担に伴うような業務）については未定義。

◇ 他領域

- 他領域においても、都道府県・町村間のオンライン連携に係る機能は未定義。
  - ほとんどの領域で都道府県は標準仕様書の対象外。
    - 生活保護領域は、対象自治体を全ての福祉事務所設置自治体としたことから、都道府県を対象として含むが、標準仕様書上、福祉事務所の業務として定義しているため、都道府県としての業務は未定義。
- (改版に向けた対応案) 論点に従い、具体的な対応案を整理した。
- ◇ 今回の標準仕様書(改版)では、必要な環境が十分に整っていないことから、都道府県・町村間のオンライン連携対応は見送る。
    - デジタル庁の都道府県業務に対する将来的な標準化の方針と、行政機関間の情報連携に係る検討状況を踏まえ、業務及び機能の見直しを継続的に検討する。
- (個別協議事項3) 1.0版では対象外とした帳票の標準化方針(帳票詳細要件/帳票レイアウトに係る事項)
- (取組事項) 意見照会において、以下のご意見をいただいた。
- ◇ 法第15条に基づく「児童扶養手当支払差止通知書」は処分性を有していることに加え児童扶養手当事務においては出力件数も多い。児童手当側では必須帳票であるため、国(厚生労働省)により、必須帳票として様式を定義してほしい。
- (論点) 取組事項を踏まえ、1.0版では対象外とした帳票の標準化方針として、次の論点を設定した。
- ◇ 法令や制度にて様式が定められていない帳票についても、標準化対象(標準オプション)とすることとしてはどうか。
  - ◇ なお、標準化対象とした場合でも、法令通知等に様式として定める対応までは行わない想定。
- (標準仕様書(1.0版)の現状) 論点に沿った標準仕様書(1.0版)の現状を整理した。
- ◇ 標準仕様書における帳票の要件種別は、以下の基準で整理している。
    - 法令通知等への様式定義：有・・・実装必須
    - 法令通知等への様式定義：無・・・必要に応じ標準オプション(実装必須は不可)
  - ◇ 「児童扶養手当支払差止通知書」は、法令通知等に様式が示されていないため、ベンダーの様式レイアウトを参考にオプション帳票として定義している。
  - ◇ 現状の要件種別整理方針において当該帳票を必須帳票とするには、法令通知等への様式定義が必要となる。
- (改版に向けた対応案) 論点に従い、具体的な対応案を整理した。
- ◇ 従前の整理から変更なく、法令通知等に様式が定められていない帳票については、職員事務の効率化等を考慮し、必要に応じて標準化対象(標準オプション)とする。
  - ◇ 「児童扶養手当支払差止通知書」は、法令通知等にて様式が定義されていないことを踏まえ、必須帳票として様式定義は行わない。
  - ◇ なお、法令通知等に様式が定められていない帳票を標準化対象(標準オプション)とした場合でも、法令通知等に様式として定める対応までは行わない想定である。

- (個別協議事項 4) 新規帳票追加のための法令・制度見直し基準 (帳票詳細要件/帳票レイアウトに係る事項)
  - (取組事項) 意見照会において、以下のご意見をいただいた。
    - ◇ 転入の場合、住所変更届のみでは情報不足であり、資格要件を継続して満たしているかも含めた判断を適切に実施するために、新規認定請求の項目をベースとした単独の届出書とすることが望ましいと考える。
  - (論点) 取組事項を踏まえ、新規帳票追加のための法令・制度見直し基準として、次の論点を設定した。
    - ◇ 市外転入時の認定審査は、移管された受給資格者台帳の情報を基に行うことを基本とし、当該台帳に不足する情報がある場合には、標準仕様書として必要な対応を行うこととしてはどうか。
  - (標準仕様書 (1.0 版) の現状) 論点に沿った標準仕様書 (1.0 版) の現状を整理した。
    - ◇ 業務フロー上の市外転入時の認定審査に必要な情報の把握方法は、以下のとおり。
      - ① 受給資格者台帳の移管
      - ② 受給資格者に必要書類の提出依頼
      - ③ 転出元自治体と連携
        - ②・③については、①で必要な情報が確認できない場合に行う。
    - ◇ 新規帳票追加について児童扶養手当所管部局 (子ども家庭局) に確認。
      - 現行の運用では、転出元の自治体から受給資格者台帳を移管することとしているため、新たな届出書は不要と考える。
      - ただし、受給資格者台帳では不足する情報 (具体的な項目) がある場合は、検討が必要と考える。
  - (改版に向けた対応案) 論点に従い、具体的な対応案を整理した。
    - ◇ 市外転入時の認定審査は、受給資格者台帳の移管を受けて行うため、新規帳票の追加対応は行わない。
    - ◇ 移管を受けた受給資格者台帳において、審査に不足する情報がある場合には、不足する項目を明らかにした上で、標準仕様書上の受給資格者台帳に係る項目の追加や帳票レイアウトの変更を行う。

○ 質疑応答・意見

- (個別協議事項 1) オンライン連携への対応 (自治体間) の対応案について
  - ◇ 現状で対応可能な事項については標準仕様書に反映されている認識であるため、今後、マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループでの結論に応じて、標準仕様書の更新を進めていきたい。
  - ◇ 個別協議事項 1 については、現状改版に向けて急ぎ対応していく必要があるといった要望はないものと理解した。マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループにおける検討と平仄を合わせて、必要な討議を適宜実施していきたい。
- (個別協議事項 2) オンライン連携への対応 (都道府県・町村間) の対応案について
  - ◇ ご参考として、実務において福祉事務所未設置の町村とやり取りをする際の業務上の懸念点やオンライン連携の必要性について、ご教授願いたい。
    - 児童扶養手当支払を含めた認定事務において、受給者から提出された書類に不備があった際は、町村を通じて、非常にタイトなスケジュールで受給者に修正や訂正を依頼することがある。このようなイレギュラーな場合において、オンライン連携は受給者の利便性向上や業務効率化に非常に有効と考える。

- ◇ 引越しワンストップサービスにおいて都道府県はサービスの対象外とされているが、転出する方の本人同意を前提として、福祉事務所未設置町村から都道府県へマイナポータルを介してオンラインで情報提供を行う仕組みは実現できる可能性があると考えている。また、このような仕組みを児童扶養手当領域で実現できると、障害児福祉手当領域や特別障害者手当領域における都道府県と町村間のオンライン連携にも応用できることが期待されるため、実現に向けた検討が望まれるところではあるが、改版に向けては、現状自治体の皆様をはじめとした関係者の皆様と熟議ができていないことを踏まえ、対応案のとおり見送りとすることが適切と考えている。
  - ◇ 実行性の有無の検討や関係者との十分な議論を通して、引き続き連携の手段や実現方法の模索を行いながら、継続的に検討を進めていくこととしたい。
- (個別協議事項 3) 1.0 版では対象外とした帳票の標準化方針の対応案について
- ◇ 法令通知等に様式が定義されていない帳票に関しては、標準オプションとして問題ないとする。
  - ◇ 児童扶養手当差止通知書については、当自治体においてもカスタマイズ帳票として独自で作成したものを使用していることから、標準オプションとして実装されることを希望する。
- (個別協議事項 4) 新規帳票追加のための法令・制度見直し基準の対応案について
- ◇ 当自治体の現状としては、転入者から住所変更届を提出いただく際に、受給者ご本人の状況を詳細に記載いただく相談カードの用意があることから、受給者資格台帳で情報が不足した場合には、相談カードの情報を登録するといった対応を行うため、新規の帳票は不要であるとする。
    - 相談カードに記載をしていただく項目の中で、受給者資格台帳の項目として採用を希望する項目があれば、その項目をご教授願いたい。
    - 相談カードに記載された内容は、現行システム内のメモ機能を利用して登録、管理しているため、標準仕様書上の一義的な項目として組み込むことは難しいと考えている。ただし、メモ機能に登録は行うものの、相談カード自体も個人情報として保管しており、保管によって管理は可能と認識している。
  - ◇ 転出入の届出の受付を行っているのが町村であることから、町村において住民基本台帳の情報に基づき認定審査に必要な情報を随時確認している。
  - ◇ 当自治体においては、転入の際にも、新規認定請求時と同様の相談を福祉事務所において行っているため、住所変更届の内容に変更は必要ないと考えている。
    - ご参考として、転入の際に、新規認定請求の相談と同様の受付を行うにあたって、どのような書類を提出いただいているのかについて、ご教授願いたい。
    - 新規認定請求の際には、戸籍謄本の提出が必須であるが、転入の方については、戸籍謄本の提出を省略し、戸籍謄本の記載内容については転出元の自治体から送付を受ける受給資格者台帳の写しで確認をし、受付を行っている。
  - ◇ 当自治体においては、独自の手当として児童育成手当というものがあり、児童育成手当の申請書は児童扶養手当の新規認定請求書と同じ内容となっている。転入の際には、児童育成手当の申請書を記載いただくこととなるため、認定審査に必要な情報については問題なく把握できている。

- ◇ 現状の転入受付の際の運用も含めて、ご意見を頂戴した。転入受付に際して、新規帳票の追加定義は不要であり、また受給資格者台帳の項目についても、新たに項目の追加が必要であるといったご意見はなかったものと理解をした。

(③改版に向けた標準仕様書への反映事項)

○ 標準仕様書改版にあたり対応した事項（12月までに対応予定分）

→ 個別協議事項としては取り上げていない事項についても、横並び調整方針等に従い、標準仕様書の更新を以下のとおり実施した。

- ◇ 1. 公金受取口座に関する様式改正等の反映／業務フロー見直し
  - 直近の様式の改正等を標準仕様書に反映
    - 業務フロー、機能要件、帳票詳細要件、帳票レイアウトを更新
- ◇ 2. 公的給付金口座指定に関する要件見直し
  - 公的給付金口座に関する児童扶養手当認定請求書に対する要望を踏まえ、児童扶養手当側で必要となる対応を実施
    - 機能要件を更新
- ◇ 3. 障害等認定業務における届出受付タイミングに関する論点整理
  - 障害等認定業務において、“年齢到達前に障害認定の届け出を受け付けている”事務の実態を踏まえ、省令改正を要望する意見に対する対応を検討
    - 業務フローを更新
- ◇ 4. 法令・通知等と未整合の様式整理
  - 帳票レイアウトと法令・通知等にて定義された様式との整合を確認
  - 帳票「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」のように、法令通知等において様式例として示されている帳票については、児童扶養手当法施行令別表第1の障害の状態の変更などに伴う教示文の変更までは、法令通知等の様式例に反映しない。
    - 反映事項なし
- ◇ 5. 横並び調整方針
  - 機能要件のレイアウトを統一的なレイアウトに見直し
    - 機能要件を更新
- ◇ 6. 引越 OSS 対応要否検討
  - 引越 OSS への対応要否、及び対応する場合の児童扶養手当側で必要となる対応を実施
    - 直近で状況のアップデートがあったため、アップデートに応じて必要な対応を行う
- ◇ 7. 各種 ID の管理方針
  - 機能 ID 採番ルールを見直し
    - 機能要件を更新
- ◇ 8. デジタル庁公表資料「検討すべき点について」に伴う対応
  - デジタル庁公表資料「検討すべき点について」を踏まえ、児童扶養手当側で必要となる対応を実施



→ 改訂手続きの際に留意する

◇ 9.データ要件・連携要件・各種共通事項への対応

- データ要件・連携要件（1.0版）との整合を確認し、標準仕様書（改版）に反映  
→ 機能要件を更新

◇ 10.標準仕様書改版に向けた取組事項案における対応時期の調整

- 「標準仕様書改版に向けた取組事項案」について、対応時期の調整等が必要な事項への子ども家庭局コメントを踏まえ、児童扶養手当側で必要となる対応を実施  
→ 一部取組事項の対応時期を見直し

◇ 11.機能要件における管理項目の追加（支給停止期間）

- 機能要件（旧機能 ID261 現況届受付）の管理項目に「支給停止期間」を追加  
→ 機能要件、帳票詳細要件、帳票レイアウトを更新

◇ 12.福祉事務所未設置町村等向け表記の見直し

- 対象自治体を「全ての都道府県及び児童扶養手当業務を実施する市区町村」との記載に対する意見を踏まえ、標準仕様書の記載を修正  
→ 標準仕様書本紙を更新

◇ 13.標準仕様書本紙の構成見直し

- 介護保険業務の標準仕様書本紙の構成見直しに伴い、各業務においても当該見直しを参考に構成を見直し  
→ 標準仕様書本紙を更新

○ 標準仕様書改版にあたり対応した事項（1月以降対応分）

→ 個別協議事項としては取り上げていない事項についても、横並び調整方針等に従い、今年度中に標準仕様書について以下の更新を予定している。

◇ 1.指定都市課題検討に伴う対応

- デジタル庁主催の「標準仕様の指定都市における課題等検討会」における指定都市要件点検結果を踏まえ、児童扶養手当側で必要となる対応を実施する

◇ 2.実装類型点検に伴う対応

- デジタル庁主催の実装類型点検結果を踏まえ、児童扶養手当側で必要な対応を実施する

◇ 3.共通機能／データ要件・連携要件改版に伴う対応

- データ要件・連携要件及び共通機能に係る標準仕様書（令和4年8月31日）の実装・運用を行うに当たり具体化・詳細化が必要な事項を検討するための「共通機能等技術要件検討会」の開催を受け、児童扶養手当側で必要となる対応を実施する

◇ 4.令和4年11月4日開催の共通機能等技術要件検討会に伴う対応法令・通知等と未整合の様式整理

- 共通機能等技術要件検討会 申請管理 WT（第1回）の議事に基づき、児童扶養手当側で必要となる対応を検討する  
→ オンライン申請による申請データ受領時の基幹業務システム側の対応については、今後横並び調整

○ 質疑応答・意見

→ 個別協議事項としては取り上げなかったものの、事務局で対応したものについては反映し、改版に向けて取り込み済である。

(④意見照会の進め方)

○ 全国意見照会の流れ

→ 1月以降に予定されている、標準仕様書（改版）案に係る全国の地方自治体及びベンダーに対する意見照会の進め方をご説明する。標準仕様書（改版）案に加えて、補足の説明資料や意見照会のための回答票を用意し、意見照会を行う。本日の配布資料中、参考9が補足の説明資料、参考10が回答票のサンプルとなる。意見照会に関する資料を厚生労働省から事務連絡として発出いただいた後、事務局にて意見の取りまとめを実施する。また、今回は回答目標数の設定を行った。母集団の全体の数が1,794であることから、統計的な観点から目安として317の回答を目標値として意見照会を行うこととした。その際に、意見の取り込み可否を、「論点化」、「追加・修正・削除・要件種別の変更」、「質問」、「対応なし」に分類し、それぞれ回答方針を検討する。また、修正が発生する場合は標準仕様書の修正内容を「修正前」「修正後」に分けて記載することを想定している。

○ 全国意見照会における資料構成

→ 意見照会における意見対象の資料は、標準仕様書（本紙）、機能要件、帳票詳細要件、帳票レイアウトとしてある。なお、ツリー図・業務フローについては、業務運用をイメージできるものとして定義しているため、参考扱いとしている。

○ 意見照会項目

→ 詳細については、参考10をご覧ください。基本的には今年の6月に実施した標準仕様書（1.0版）を策定する上での意見照会の際と同様の項目で意見収集を行う予定である。

○ 受領した意見の取り扱い

→ 意見照会で頂いたご意見については、事務局にて一覧化して整理を行う。その上で、ご意見を分類し、以下のとおり、分類に応じた対応を行う。

- ◇ （論点化）意見を整理・集約、論点として整理し、2月末頃に開催を予定している第四回有識者検討会で議論する
- ◇ （追加・修正・削除・要件種別の変更）標準仕様書（本紙/機能要件/帳票詳細要件/帳票レイアウト）を修正する
- ◇ （追加・修正・削除・要件種別の変更）以下は申し送りとする（その他、意見照会結果を踏まえ必要に応じ追加）
  - 現状のシステムに実装されていない機能の追加要望

- 新規外部帳票の追加要望

- (質問) 回答を作成する
- (対応なし) 既に要件に包含されているもの、詳細設計レベルのもの、意見内容が不明瞭なものについては対応なしとする

- (意見照会補足説明資料) 児童扶養手当システム標準化の検討経緯について

- 全国意見照会時に、標準仕様書(改版案)作成の経緯を取りまとめた資料を併せて配布し、検討の経緯をあらかじめ対象自治体・ベンダーに伝えることで、すでに検討済みの内容に関する問合せ対応の負担軽減や回答遅延の防止を図ることを考えている。

- 質疑応答・意見

- 構成員の皆様には、意見照会を受ける観点から、意見収集数を増加させるための工夫や回答票の構成についてのご意見、または、今年6月に実施した標準仕様書(1.0版)策定する上での意見照会にあたって、回答が難しかった点や改善すべき点があれば、ご教授願いたい。
- 通常業務と並行して標準仕様書を読み込む必要があり、また、膨大な標準仕様書を読み込むには相当な時間が必要となるため、回答期限内に十分に精査するための時間を確保することが困難であった。
- 通常業務と並行して標準仕様書を読み込む時間を確保するのが困難であった。また、回答票の項目が詳細であったことから、回答の作成自体に苦慮した部分もあった。
- 意見照会時の資料は分量が多いため、目を通すのに時間がかかってしまう。また、標準仕様書も含め、意見照会の資料は、印刷し易い形で提供いただけると有り難い。いただいた状態ではすぐに印刷できる状態になかったため、その点を改善いただければ、読み込む時間の確保に繋がるのではないかと。
- 通常業務と並行して意見照会へ対応するには、分量が支障となっていると理解した。回答票の構成については、可能な範囲で回答を絞ることができるよう検討していく。また、資料の印刷のし易さについて、配布資料の作り方について工夫を行う。

(⑤今後のスケジュール)

- 直近のスケジュール(12月~3月)

- 本日第二回自治体分科会でご議論いただいた内容は改めて整理の上、12月21日開催の第二回ベンダー分科会でご報告を行い、事業者の皆様からご意見をいただく。
- 第二回ベンダー分科会の結果を踏まえて意見照会の資料の最終化を行った後、12月27日から翌年1月31日まで全国意見照会を実施予定である。併行して、意見照会の回答の集約を事務局で行いながら、反映が可能なものについては、標準仕様書を更新していく。意見照会の回答を踏まえた標準仕様書の更新について、ある程度整理ができた段階で事前に構成員の皆様にお示しをしながら、内容をご確認いただく想定である。
- 標準仕様書(改版)案の決定は2月中を予定しており、決定に向けて、第四回有識者検討会の資料についても準備をしていく。第四回有識者検討会の日程については、2月末頃を予定しているが、また別途日程調整を行う。

- 第四回有識者検討会にて、標準仕様書（改版）案を決定した後、決定した標準仕様書（改版）案をデジタル庁へ共有し、データ要件・連携要件と平仄を揃える作業を3月に行う予定である。
- その中で標準仕様書（改版）案に修正があれば、反映を行い、3月末に標準仕様書（改版）を決定する。

○ 質疑応答・意見

- （質問・意見なし）

以上